

# 社会保険ひろしま

第904号

- 【ご案内】「保険料納入告知額・領収済額通知書」の電子送付を開始します
- 【注意事項】年末年始における厚生年金保険料等の口座振替日
- 【ご案内】「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用をご検討ください
- 【ご案内】第3号被保険者に該当しない場合の被扶養者(異動)届(第3号被保険者関係届)の提出方法
- 【注意事項】国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは手続きが必要です
- 【ご案内】令和5年度年金委員表彰および「わたしと年金」エッセイ受賞作品
- 令和5年度健康保険委員功労者表彰式を行いました！
- 医療費のお知らせをお送りします
- 年末年始の休業期間のご案内

12  
2023  
令和5年

職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和5年10月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,356	59,410
船舶所有者数		248	330
被保険者数	男性	508,283人	381,474人
	女性	337,730人	262,512人
	船員	2,947人	3,247人



# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の電子送付を開始します

日本年金機構では、データの早期交付等によるお客様の利便性向上や環境負荷の軽減等を目的とし、オンライン手続きを可能とする取り組みを進めており、令和5年1月から、毎月の社会保険料額情報等の各種情報・通知書を電子送付するサービス（オンライン事業所年金情報サービス）を提供しています。令和6年1月からは、社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に送付している「保険料納入告知額・領収済額通知書」が電子送付の対象となります。

オンライン事業所年金情報サービスは事業主のGビズIDを使って、e-Govから利用開始の手続きをする必要がありますが、GビズIDおよびe-Govは無料で利用することができますので、ぜひこの機会にオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。

サービスの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

## 注意事項 年末年始における厚生年金保険料等の口座振替日

令和5年11月分の厚生年金保険料等の口座振替日は、令和6年1月4日（木）です。厚生年金保険料等を口座振替により納付している事業主の皆さまは、残高不足とならないようご確認をお願いします。なお、領収結果は令和6年1月にお知らせする予定ですが、一部の金融機関においては、お知らせが令和6年2月になる場合がありますので、ご了承ください。

## ご案内 「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用をご検討ください

パート・アルバイトの方がいわゆる「年収の壁（106万円・130万円の壁）」を意識せずに働くことができる環境づくりを後押ししています。

### 「106万円の壁」への対応

パート・アルバイトの方の、厚生年金や健康保険の加入にあわせて、**手取り収入を減らさない取り組み**を実施する企業に対し、**労働者1人あたり最大50万円をキャリアアップ助成金で支援**。

### 「130万円の壁」への対応

パート・アルバイトの方が、労働時間の延長等により、**収入が一時的に上がったとしても、事業主の証明により、引き続き被扶養者認定が可能**。  
詳細は、厚生労働省HPや同封の「社会保険事務のポイント Vol.3」をご参照下さい。

- この他に「配偶者手当」の見直しを考えている企業に向けて、手順を示した資料を厚生労働省HPで公表。
- 詳細については、キャリアアップ助成金の特設ページや厚生労働省ホームページもご覧ください。
- 厚生労働省では「年収の壁」に関するお問い合わせに「年収の壁突破・総合相談窓口」を開設しています。



キャリアアップ助成金  
特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken\\_tekiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)



厚生労働省HP  
年収の壁・支援強化パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taidou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taidou_001_00002.html)

年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）

**0120-030-045**

（フリーダイヤル・無料）（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）

受付時間 平日 8:30～18:15



## 第3号被保険者に該当しない場合の被扶養者（異動）届（第3号被保険者関係届）の提出方法

全国健康保険協会管掌健康保険の「健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届」は、被扶養者異動届と国民年金の3号届を兼ねた様式となっています。被扶養者異動届のみ（3号届は不要）を届出する場合には、以下の提出方法が可能となりましたのでお知らせします。

- ▶ 対象となる被扶養配偶者（以下に該当する場合は、3号届は不要です。）
  - ・従業員に扶養される20歳未満または60歳以上の配偶者
  - ・65歳以上の従業員に扶養される配偶者（従業員が老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合）

### ▶ 提出方法

被扶養者異動届のみを届出する場合は、届書の「B. 配偶者である被扶養者欄（第3号被保険者）」にある「**⑮備考**」に「**扶養届のみ**」や「**3号届なし**」など、国民年金第3号被保険者関係届が不要である旨を記載してください。また、電子申請の場合は、「**⑳備考**」に入力してください。

◀届書に記載した場合のイメージ▶

### 注意事項

## 国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは手続きが必要です

国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者）が海外に転出したときは、次のいずれかの手続きが必要です。これらの届出は、当該国民年金第2号被保険者を使用する事業所を経由して行います。なお、**海外特例要件に該当する方でも届出が確認できない場合は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することになります**ので、速やかに手続きをしてください。

### 海外特例要件に該当する場合 （留学生、海外赴任に同行する者等※）

海外特例に該当する方は、第3号被保険者の認定が可能ですので、国民年金第3号被保険者関係届（健康保険被扶養者（異動）届）に必要な書類（査証（ビザ）等）を添付して提出してください。  
※他にも海外特例要件に該当するケースがあります。詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からののお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

### 海外特例要件に該当しない場合

第3号被保険者資格を喪失するため、国民年金第3号被保険者関係届の届出が必要です。  
※日本国籍の方は海外転出中の期間、任意加入の届出を行うことにより、国民年金に加入することができます（保険料の納付が必要です。）

### ご案内

## 令和5年度年金委員表彰および「わたしと年金」エッセイ受賞作品

- ▶ 政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々に、その功績を讃え、令和5年11月に厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰および同事業推進部門担当理事表彰を行いました。被表彰者は、日本年金機構のホームページで公表しています。
- ▶ 令和5年6月から9月にかけて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを募集し、今年度は、全国から1,609件の応募をいただきました。エッセイ表彰審査委員会の審査により、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選の各賞を決定し、日本年金機構ホームページに受賞作品を掲載していますので、ぜひご覧ください。
- ▶ 詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からののお知らせ 特集ページ」をご確認ください。今後とも公的年金制度の普及や啓発活動にご協力のほどお願いします。

### 日本年金機構からののお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からののお知らせ」の補足情報等を掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



### 日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご利用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>





協会けんぽ

# 広島支部からの お知らせ

加入者の皆様へお知らせ  
いただきますようお願いいたします

2023年

# 12月

令和5年度

## 健康保険委員功労者表彰式を行いました!

協会けんぽでは、健康保険事業推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆様の活動に感謝の意を表し、その功績を讃えることを目的として、「健康保険委員表彰」を実施しております。受賞された皆様の今後ますますのご活躍を祈念いたします。

### 理事長表彰

(50音順)

下兼 大 様 株式会社 大之本ダイモ

笥中 昭宏 様 株式会社 新和自動車

西本 洋介 様 有限会社 西本屋

藤原 弘子 様 広洋工業 株式会社

### 支部長表彰

(50音順)

粟津 由美子 様 株式会社  
水光エンジニア

沖田 博子 様 国土技建 株式会社

河田 里華 様 株式会社  
近代設計コンサルタント

北浦 孝文 様 ダイア石油 株式会社

對馬 陽子 様 株式会社  
ツシマエレクトリック

寺本 真理 様 沼田建設 株式会社

西川 千佳子 様 株式会社 西川組

藤井 ひとみ 様 藤井建設 株式会社

藤中 勝俊 様 株式会社  
アメニティライフ

宮本 博文 様 株式会社 カネソ22

宮本 理恵子 様 山林運送 株式会社



\\ 事業所に1名以上健康保険委員のご登録を! //

すべて無料

## 健康保険委員の魅力

- お役立ち情報をお届け
- 日常業務に支障のない範囲で活動できる
- 研修会にご招待(参加自由)
- 表彰により事業所イメージアップ

広島支部では  
10,000名以上の方が  
活躍中です。

### 登録方法

STEP 01 登録用紙を  
印刷

ご登録の用紙は  
こちらから



STEP 02 必要事項を  
記入



STEP 03 広島支部へ  
FAXする





# 医療費のお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一度「医療費のお知らせ」を発行しています。



「医療費のお知らせ」は  
**開封せずに** 従業員の皆様へお渡しください

※令和5年11月11日(データ作成日)以降に資格を取得した方や、対象期間に受診をしていない方はお送りしていません。  
※退職等の理由でお渡しいただけない場合は、同封の返信用封筒で協会けんぽへご返送ください。

## 発送時期

令和6年1月中旬～下旬

## 対象期間

令和4年10月～令和5年8月診療分

※医療機関からの請求が遅れている等の理由で、対象期間内の受診であっても記載がない場合がございます。あらかじめご了承ください。

確定申告(医療費控除)にご使用いただけます

## お手続き方法

国税庁のホームページ  
又は、管轄の税務署へ  
お問い合わせください



※9月～12月及び対象期間であっても記載されていないものについては、医療機関等からの領収書に基づいて、「医療費控除の明細書」をご自身で作成してください。



ご質問は簡単便利な**チャットボット**をご利用ください!

医療費のお知らせに関するご質問にAIが  
会話形式で回答します。

ご利用は  
こちら



## 年末年始の休業期間のご案内

年末年始の  
休業期間

令和5年**12月29日(金)**～令和6年**1月3日(水)**

※福山年金事務所内の相談窓口についても同様にお休みさせていただきます。

郵送でのお手続きにご協力ください。



例年、年末年始は窓口が大変混雑します。郵送でのお手続きにご協力ください。  
なお、各種申請書は、協会けんぽホームページより印刷していただけます。  
皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



申請書の  
ダウンロードは  
こちらから



## 協会けんぽ広島支部からのお知らせ (2023年12月号)

<発行>  **全国健康保険協会 広島支部**  
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ  
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)  
平日のみ 8:30～17:15  
※おかけ間違いにご注意ください



## 今月の TOPICS

12月22日は  
ジェネリック医薬品の日です!

12月22日はジェネリック医薬品の日です。広島支部の薬剤医療費は平成23年度から令和3年度までの11年間で約107億円増加しています。医療費の増加傾向を緩やかにするためにジェネリック医薬品のご利用をお願いします。  
ジェネリック医薬品についてはこちらから▶

